

渋川市優良工事等表彰実施要領

(目的)

第1条 この要領は、渋川市が発注する建設工事において、優良な施工業者等を表彰することにより、施工業者等の施工意欲を高め、また、施工技術の向上を奨励し、公共工事の品質確保を図ることを目的とする。

(優良工事)

第2条 表彰の選定対象となる優良工事は、表彰を行う年度の前年度に完成したもので、次の各号に該当するものとする。ただし、特に優秀と認められるものはこの限りでない。

(1) 工事成績採点表における評定点が80点以上であるもの

(2) 工事成績採点表における評定点が78点以上で、主務課長が優良と認めたもの

(表彰の選定対象とならない工事)

第3条 前条によらず、表彰の選定対象とならない工事は、次の各号に該当するものとする。

(1) 渋川市建設工事請負業者等指名停止措置要綱第2条の規定により、表彰を行う年度及び前年度に指名停止処分を受けた施工業者が施工した工事

(2) 表彰を行う年度及び前年度に表彰の対象に適さない行為を行った施工業者が施工した工事

(表彰の種類)

第4条 表彰は、次の各号によるものとする。

(1) 優良建設工事表彰

優良建設工事表彰は、表彰対象工事の施工業者を表彰するものとし、原則として次の区分に基づき行うものとする。なお、表彰件数は各区分において、増減できるものとする。

ア 土木一式工事 イ 建築一式工事

ウ とび・土工・コンクリート工事 エ 電気工事 オ 管工事

カ 舗装工事 キ 造園工事 ク 機械器具設置工事

ケ 水道施設工事 コ その他

(2) 優良技術者表彰

優良技術者表彰は、表彰対象工事の主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）を表彰するものとする。

(3) 優良施工業者表彰

優良施工業者表彰は第1号の表彰を連続3回受賞した施工業者を表彰するものとする。

(優良工事の内申)

第5条 主務課長は、第2条に規定する優良工事があるときは、優良工事内申書（様式第1号）により内申するものとする。

(表彰審査会の設置)

第6条 表彰対象工事を選定するため、渋川市優良工事等表彰審査会（以下「表彰審査会」という。）を設置するものとする。

(表彰審査会の組織等)

第7条 表彰審査会は、渋川市建設工事等入札審査会の組織をもって構成する。

2 表彰審査会は、委員長の招集により委員の半数以上の出席をもって開催する。

3 表彰審査会の庶務は、総務部契約管理課において処理する。

(表彰対象工事の選定)

第8条 表彰審査会は、優良工事の中から表彰対象工事を選定し、市長に報告するものとする。

(表彰対象工事の決定)

第9条 市長は、表彰審査会の選定に基づき、表彰対象工事を決定するものとする。

(表彰の方法)

第10条 表彰は市長が行うものとし、施工業者及び技術者に表彰状及び記念品を授与するものとする。

2 表彰は毎年度1回行うものとし、その時期は市長が定める。

(その他)

第 1 1 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 1 9 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号

優良工事内申書

年 月 日

渋川市長様

課名
課長名

印

下記の工事を優良工事として内申します。

工事名	
工事場所	
受注者	
主任・監理 技術者名	
請負代金額	円
工期	着工 年 月 日 完成 年 月 日
完成検査日	年 月 日
評定点	点
工事概要	
内申理由	

※添付するもの（位置図・平面図・主要構造図・完成写真）